船橋市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第3条　この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）は、教育・保育給付認定保護者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者（以下「補助対象者」という。）に対し補助するものとする。

（補助対象費用）

第4条　補助対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象者の子どもが特定教育・保育等を受けた場合における補助対象者が支払うべき食材料費以外の実費徴収（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）にかかる費用とする。

（補助限度額）

第5条　補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、補助対象費用について、補助対象者の子ども１人当たり月額2，700円とする。

（補助金の額）

第6条　補助金の額は、補助対象者が現に特定教育・保育施設に対し支払った実費徴収の額に相当する額（当該額が補助限度額を超えるときは、補助限度額）とする。

（交付の申請）

第7条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期限までに、船橋市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付可否の決定等）

第8条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市実費徴収に係る補足給付補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成27年11月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の船橋市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以後に第3条に規定する補助対象者（以下「補助対象者」という。）が支払った実費徴収の額に相当する額に係る補助金について適用し、令和元年9月30日までに補助対象者が支払った実費徴収の額に相当する額に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和3年12月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式

船橋市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書

年　月　日

船 橋 市 長　あて

（申請者）住所

氏名

船橋市実費徴収に係る補足給付補助金の交付について、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

1　補助金申請額　　円

2　補助対象者の子ども及び補助対象費用

補助対象者の子ども	氏　名	
	生年月日	
	利用施設名	
補助対象費用		円

3　添付書類

第2号様式

船橋市実費徴収に係る補足給付補助金交付可否決定通知書

第　　号
年　月　日

様

船橋市長

年　月　日付けで申請のあった船橋市実費徴収に係る補足給付補助金の交付について、下記の通り決定したので通知します。

記

1　交付します。

交付決定額　　円

2　交付しません。

理　由